



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】人事院勧告の概要（昨年との比較）

区分	2025人勧(8/7)	2024人勧(8/8)
給与	▶官民較差 <u>3.62%</u> (15,014円) ▶採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引き上げ。 ▶若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定 ▶平均改定率 <u>3.3%</u> (1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、4級2.9%、5級以上2.8%)	▶官民較差 <u>2.76%</u> (11,183円) ▶採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引上げ（給与制度のアップデートの先行実施） ▶初任給を始め若年層からおおむね30歳台後半に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定 ▶平均改定率 <u>3.0%</u> (1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5級以上1.2%)
一時金	▶<u>0.05月分</u> ▶民間の支給状況を調査し、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ ▶年間4.60月⇒4.65月	▶<u>0.1月分</u> ▶民間の支給状況等を踏まえ期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.05月配分 ▶年間4.50月⇒4.60月
その他	▶職務・職責の重視 ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し、④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間表）を廃止 ▶通勤手当 ①自動車等、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円) ②現行の「60km以上」までの距離区分についても200円～7,100円までの幅で引上げ ③駐車場等の利用に対する通勤手当を新設(月5,000円上限) ▶月例給水準の確保 月例給水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置	▶寒冷地手当 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ（2024年4月実施）。新たな気象データに基づき、支給地域を改定（2025年4月実施）。 ▶給与制度のアップデート（勧告、2025年4月実施、初任給等の水準引き上げは2024年4月先行実施） ○俸給（係長以上職責重視の体系へ） ○地域手当（都道府県単位、級地を5段階へ削減） ○通勤手当等（支給限度額を月15万円に引き上げ等） ○扶養手当（配偶者分廃止、子に係る手当増額） ○ボーナス（成績優秀者への勤勉手当支給上限引上げ等） ○その他手当（再任用職員の手当拡大等）

人 勧

人事院勧告の概要と特徴点

官民較差3・62%、初任給・若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定。一時金0・05月分増



▼人事院は8月7日に、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

▼今回は、勧告と同日に出された公務員連絡会等の声明や、【図表1】の昨年の人勧概要との比較を基に、少し分析をしたいと思います。

▼まず給与についてです。

官民（4月分給与）較差3・62%で、平均改定率が3・3%と

なっています。昨年同様、人材確保の観点から総合職・一般職の大卒初任給を1万2千円、高卒初任給を1万2千3百円引き上げ、その他の号俸については、若年層に重点を置き、そこから改定率を少しずつ下げていく形で、全職員の引き上げとなっています。

ちなみに、引き上げが3%を超えるのは91年以来、34年ぶりとなっています。

▼次に、一時金についてです。

直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給状況等を踏まえ、年間4・60月を、4・65月にするという勧告です。配分は、期末手当・勤勉手当にそれぞれ0・025月となります。

当面の日程

- 8月18日（月）
○18:30～北会・耶麻ブロック会議
- 8月19日（火）
○13:30～県本部単代会議、15:00～共済推進単代会議（県青少年会館）
- 8月22日（金）
○18:30～南会津ブロック会議
- 8月23日（土）
○10:00～連合福島核兵器廃絶と平和を求める県民集会（福島市）
- 8月25日（月）～27日（水）
○自治労第99回定期大会（宇都宮市）

秋季賃金確定闘争へ向け学習を強化しよう！

▼特に、今回の勧告では、官民給与比較における「比較企業規模」が「50人以上」から「100人以上」に引き上げられました。06年から、それまでの「100人以上」が「50人以上」となった訳ですが、これが元に戻ったことになりす。なお、勧告本文には、「100人以上」として比較したことにより+0.37%の影響があったことが示されています。

▼また、来年4月から「昇格前の級に一定期間在級すること」を求める制度（在級期間表）を廃止する「ことが盛り込まれました。自治労としては「目安がなくなる」ことがマイナスの影響となる可能性もあることから、自治体の独自性が確保されるよう総務省対策を行う」としています。

▼勧告による年間差額がどの程度になるのか？【図表2】に級別による号給（国は「号俸」）をピックアップして一覧表にしています。

【図表2】でお分かりのように、新採を含む若年層給与（俸給）を除けば、同程度の改定額となるようです。ちなみに昨年の改定では級・号給が上がるほど、改定額が小さくなっていました。（昨年8月15日発行の機関紙と比較してみてください。）

【図表2】人勤内容を基にした給与・一時金の年間差額試算（目安額）

級	号給	現行月額①	改定率	改定額②	②×12月=③	一時金0.05月=④	年間差額③+④
1	12	203,300	6.1%	12,500	150,000	10,100	160,100
1	44	245,400	4.3%	10,600	127,200	12,200	139,400
2	12	250,000	4.3%	10,800	129,600	12,500	142,100
2	28	267,700	4.0%	10,800	129,600	13,300	142,900
3	8	276,900	4.0%	11,100	133,200	13,800	147,000
3	42	320,300	3.2%	10,300	123,600	16,000	139,600
4	22	337,200	3.2%	10,800	129,600	16,800	146,400
4	52	378,200	2.9%	11,000	132,000	18,900	150,900
4	80	393,000	2.7%	10,700	128,400	19,600	148,000

【図表2】の解説

※10月初旬に出される予定の県人事委員会勧告も、今回の人事院勧告と同じ改定率と仮定して、試算したものです。あくまで、「目安」としてご覧ください。

- ①級・号給は、県内単組のモデル賃金から抜粋したものです。
 ②現行月額は県の現行給料表の額です。
 ③改定額は、例えば「1級12号給」であれば、国俸給表の「1級12号俸」の改定率で算出しています。
 ④一時金は、扶養手当や役職加算は加味していません。
 ⑤ご自分の級・号給と近い方の改定額等を参照してください。



▼次に、今回の勧告の給与・一時金以外の特徴点等（概要）について記載します。

①通勤手当について、現行の支給金額の引上げと「100km以上」を上限とする新たな距離区分の設定。

②駐車場等の利用に対する通勤手当の新設

③特勤勤務手当等について、官署指定の見直しや他の手当との調整措置の廃止等

④月例給与水準が、「地域別最低賃金に相当する額」を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設 等

▼人事院勧告の次は、いよいよ私たちに直接影響する「県人事委員会勧告」（以下、県人勧）です。人事院勧告をベースとした内容となる訳ですが、「県内の官民較差」となるので、給与改定率等が変わってくる可能性が高いです。ちなみに、昨年は国の2.76%に対し、県人勧は2.80%でした。

▼県人勧は、昨年は10月2日（水）でした。各単組とも、秋季賃金確定闘争へ向け、人事院勧告内容の学習や、秋闘独自要求書作成へ向けたアンケートの実施検討など、準備を進めてください。

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



編集後記

▼ここ会津でも、連日の猛暑と干ばつにより農作物等への影響が深刻化してはいたわけですが、ここに来て雨が続いています（12日現在）。全国的に見れば、九州や北陸などでは、局地的に激しい雨となり甚大な被害が出ているようです。世界的に見ても、中国南部では記録的大雨となり、建物や自動車等が流されたり、多くの死傷者が出ているようです。一方、南半球のオーストラリア南東部では、40年ぶりの大雪に見舞われているとのこと。地球全体の気候が狂い始めているようです。防災対策必須の時代ですね。（坂内）



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！